

建設経済常任委員会行政視察委員長報告

- 1 視察期日 平成29年10月18日（水）から10月20日（金）
- 2 視 察 地 岩手県奥州市、宮城県登米市、山形県米沢市
- 3 出席委員 北原正勝、高橋伸治、日高英城、岸 昭 二、
加藤勝明、横 山 功、諏訪善一良
- 4 視察項目
 - 〔奥 州 市〕人口11万9,042人 （平成29年11月1日現在）
 - ・ 協働のまちづくり事業について
 - 〔登 米 市〕人口8万1,236人 （平成29年11月1日現在）
 - ・ 六次産業化・地域ブランド化事業について
 - 〔米 沢 市〕人口8万2,035人 （平成29年11月1日現在）
 - ・ 米沢市中小企業振興条例について

はじめに奥州市の視察概要から報告いたします。

「協働のまちづくり事業」について

平成18年2月に5市町村の合併により、総面積993.30平方キロメートルと本市の50倍を超える広大な市域となる奥州市が誕生しました。

その後、発生した平成20年6月の岩手・宮城内陸地震を経験したことで、住民同士が助け合う協働の大切さが認識され、この震災復興の原動力となった協働の精神をこれからのまちづくりに生かす、一つのきっかけになりました。

平成21年3月、「市民一人ひとりの尊厳と自由を尊重し、市民自らの意志と責任の下、公正、公平かつ平等な市民主体の自治の確立並びに、自主的かつ自立的な市政運営による各主体の協働を基本とした自治の確立」を基本理念とする奥州市自治基本条例を制定しました。

さらに、平成23年3月に東日本一帯に甚大な被害をもたらした東北地方太平洋沖地震が発生し、短期間のうちに2度にわたる大規模な震災を経験し、協働の重要性を再認識することとなり、現市長の強力なリーダーシップの下、「協働」をまちづくりの最優先課題とし、広大な市域での地域コミュニティの確立と地域の「自立と自律」による協働を推進するために市民、団体、企業と行政が共通認識を図るとともに、一人ひとりが協働の意義を理解することにより、同じ方向に向かって進めるよう共通の手引書として24年1月に「協働のまちづくり指針」を策定しました。

また、平成27年4月からは協働まちづくり部を新設し、協働のまちづくりの推進に向けて、行政組織の強化を図っています。

平成28年1月には、主に小学校区を区域として組織し、地域の市民により構成されている30の各地区振興会及びNPO等のこれまでの取組を総括し、

従来の施策を総合的に改善し、協働の第2ステージと位置付けた「協働のまちづくり指針増強版」を策定し、自治の自立を実現するための取組を進めています。

「協働のまちづくり指針増強版」では、人づくり、環境づくり、仕組みづくりの大きな3つの柱のもとに取組を進めることとし、人づくりの主なものとして、平成25年度から「協働のまちづくりアカデミー」を開催し、地域の将来を見据え、地域コミュニティやNPO等、市内各種団体を発展と自立へ導くと共に担い手として新しい公共を構築する地域リーダーの育成を目的に人材育成講座を実施しています。今年度で4期目を迎え、これまでに63人の修了生を輩出し、地域のリーダーとして活躍しています。

環境づくりの主なものとして、平成18年から市民公益活動の拠点として、「市民活動支援センター」を開設し、各種相談対応、市民に対する市民公益活動の啓発、情報交換、交流連携促進の場を提供しています。23年度から市民主体の地域づくりを推進するため、地区振興会等の運営に要する経費に対し、「地域運営交付金」を交付して、地域活動の運営を支援しています。また、24年度には市内30地区に設置していた全公民館を廃止し、市民活動拠点、生涯学習拠点となる地区センターへと刷新しています。さらに28年度からは、地区振興会を指定管理者として、地域の活動拠点を地域自らが管理運営する手法である指定管理者制度を段階的に導入するなど、地域の自治自立に向けた地区センターの体制整備を進めています。

仕組みづくりの主なものとして、平成28年度から市民提案型協働支援事業を新設し、発足して5年未満の団体が新規で行う事業を支援するチャレンジコース、活動実績が1年以上ある複数団体が協働で実施する事業を支援するコラボレーションコース、NPO、事業者、地区振興会、実行委員会などが実施する公益事業を支援するステップアップコースの段階に応じて3つのコースを設定し、切れ目のない支援を実施しています。

今後、少子高齢化、過疎化が益々進行するなかで、活力ある地域活動をどう継続していくかが課題であり、現在、取り組んでいる指針に基づく施策を評価、改善しながら、平成28年度以降を協働の第2ステージと位置付け「自治力、経営力、協働力」を発揮する地域コミュニティの創造・発展を支援し、市民、団体とともに地域自治の「自立と自律」を追及していくとのことでした。

次に、登米市の視察概要について報告します。

「六次産業化・地域ブランド化事業」について

登米市は、農業経営体数6,306経営体、稲作面積10,325ヘクタール、農業産出額約277億円は宮城県内1位、経営耕地面積15,686ヘクタールは宮城県内2位、畜産では、豚飼養頭数67,579頭、牛飼養頭数25,402頭は宮城県内1

位、園芸においても、きゅうりの農業産出額約8億円、作付面積約36ヘクタール、キャベツの農業産出額約1.5億円、作付面積約82ヘクタールは宮城県内1位で共に国の指定産地の指定を受けているほか、にら、なす、にんにく、リンゴなども県内有数の産地として知られ東北を代表する食料供給地域となっています。

また、登米市は環境保全米発祥の地であり、「環境保全米（特別栽培米）」は環境に負担をかけないために農薬や化学肥料の使用量を半分以上に減らし、環境に配慮した米づくりを実践しています。登米市にあるみやぎ登米農業協同組合では、地域全体で一般栽培米よりも手間のかかる環境保全米づくりに取り組むという相当困難にも思われることを実現させ、平成28年度では環境保全米の水稲作付面積が7,800ヘクタールを超え、市内の全水稲作付面積の80%以上で環境保全米を作付しています。特定の地域だけで取り組むのではなく、市全体で取り組むことで、効果的な環境保全に繋がっています。現在ではこの取組が宮城県全域に広がっていますが、先駆的に取り組んだ登米市は環境保全米の「パイオニア」と位置付けられています。

さらに、環境保全米の水田から米づくりの副産物である安心・安全な稲わらやもみ殻を牛のえさ等に活用し、牛の排せつ物を市内に7か所ある有機センターにおいて適正処理のうえ、有機質肥料を生産し、水田に堆肥として散布し還元しています。こうした取組による資源循環型農業が登米市全域で行われ、「耕畜連携」の先進地でもあります。

農業生産量の豊富な登米市では持続可能な成長産業としての農業の確立と地域資源である農産物の付加価値向上による地域活性化を目指した農業を基軸とした六次産業化を推進し、併せて、環境保全型農業と資源循環型農業を同時に実現させ、「安全・安心」を地域ぐるみで取り組む地域ブランド化を推進しています。

六次産業化の取組の主なものとしては、平成26年度から農業(六次産業化)、商業、工業分野における新規創業を補助金と融資により支援し、「地域に根ざした雇用」を創出することを目的に、ふるさと創生ベンチャー起業支援事業を実施しています。支援内容は補助率4/5で最大240万円の補助金を交付し、併せて、登米市ふるさと創生ベンチャー支援資金融資を創設し、上限1,000万円を金利1%で融資できるようにしています。なお、信用保証料は全額市が負担しています。併せて、国の産業競争力強化法に基づく、創業支援にも取り組んでいます。

また、六次産業化法に基づく国の「総合化事業計画」認定事業者には、市の単独事業として、ビジネスチャンス支援事業を創設し、事業費1,000万円までの加工・販売施設の整備（ハード）、商品開発、販路開拓（ソフト）を対象に補助率1/2で最大500万円の補助金を交付して、地域ビジネスの支援をしています。

平成25年度からは人材育成にも力を入れており、地域発ビジネスの創出を担う人材の育成を目的に東北大学の協力を得て、経営としての農業、ビジネスとしての農業を実践する経営者を育成する「登米アグリビジネス起業家育成塾」を開催し、先駆的経営者からの講義、法人化、マーケティング、財務・会計、税務、ビジネスプラン作成手法等、ビジネスに直結したカリキュラムを実践しています。

こうした各種支援策を幅広く展開し、創業期から成長期、成熟期まで切れ目のない支援を実施した結果、「六次産業化・地産地消法」に基づく、総合化事業計画の認定事業者は東北最多の14事業となっています。

次に地域ブランド化の主な取組として、環境保全型農業の普及啓発に要する経費、研修等の開催に要する経費、認証等の取得更新に要する経費へ事業費の1/2以内で補助金を交付し、環境保全型農業を支援しています。

また、平成19年度より登米ブランド認証制度を実施しており、当初100を超える認証品を選定していましたが、25年度からは国、県などの認証を受けた環境保全型農業の取組や品質・出荷管理（GAP（農業生産工程管理）、トレーサビリティの確保（追跡可能性）、出荷基準の設定、遵守等）に係る認証基準を定め、この取組を行っている生産者から申請されたものを認証するものとし、この厳しい基準をクリアし、「安全・安心の印」、「品質管理の証」を持った登米ブランド品を全国の消費者に提供しています。

両施策を推進するために、首都圏のホテル、食関連事業者への食材の売り込みや農産物フェアへの出店によるPRを実施し、県域を越えた流通の推進を図っており、また、新たな名産品の開発支援として、ビジネスマッチングへの支援を行い、食材利用促進と販路拡大を目指しています。併せて、毎月15日前後の日を「登米市地域食材の日」と定めて、学校給食へも食材を供給するなど地産地消の推進を図っています。

課題としては、六次産業化においては、起業者の掘り起こしと、すでに起業している事業者の経営能力の向上、農・商・工・官・学の連携のさらなる深化を図ること。また、地域ブランド化においては、安全・安心を最優先する品質管理の徹底がセールスポイントであることから、環境保全型農業の継続、拡大が重要となりますが、慣行栽培と比較して多くの労力を必要とすることなどから、地域ブランドの主力である主食用米の作付面積が高齢化、耕作放棄地の増加により年々、減少傾向にあり、園芸分野や畜産への新規参入、経営規模拡大など主食用米に偏った生産構造からの転換と新たなブランド品の開発などが重要となるとのことでした。

次に、**米沢市**の視察概要について報告します。

「米沢市中小企業振興条例」について

米沢市は、江戸時代から殖産振興政策を積極的に進めており、その中心と

して織物関連産業が発展し長く経済を支えてきましたが、昭和30年代から取り組んできた企業誘致などにより情報通信機械器具製造業を基幹とする先端技術産業が盛んになり、昭和53年から分譲を開始した中核工業団地「八幡原中核工業団地」が順調に企業立地した結果、東北地方有数の製造出荷額を誇り、「繊維産業のまち」から情報通信関連を中心とする「精密加工産業のまち」へと転換しています。

また、平成12年には「地方拠点法」に基づき整備された業務団地「米沢オフィス・アルカディア」では、大学が有機エレクトロニクスイノベーションセンターと蓄電デバイス開発研究センター等を整備し、民間企業と共同で研究開発を行っているほか、研究開発型企業の誘致等による産業の高付加価値化や新産業分野の創出に大きな期待が寄せられています。

このように工業団地、業務団地を持つ米沢市の市内企業数約4,770社のうち、大企業は10社とわずか0.2%であり、商工業の大部分を担っているのは中小企業であることから、中小企業は地域の雇用確保や所得向上に重要な役割を果たしています。また、今後も市内経済の活性化は市民生活にも関わる重要な課題であり、地域の活力を維持し、地域経済の持続的な発展を図っていくためには、中小企業者の自主的な努力のみならず、市全体で中小企業を支援していくことが必要であることから、条例制定という方法で行政の姿勢を明確に示し、市全体で協働・連携する環境を整えるために、平成27年4月「米沢市中小企業振興条例」を施行しました。

条例では、「中小企業者の自主的な努力を助長すること」、「中小企業者の多様で活力ある成長、発展を図ること」、「地域の経済循環を促進すること」の基本理念のもと、中小企業の振興を推進しようとしています。また、市、中小企業者、中小企業団体等、市民それぞれの立場の役割を明確にし、中小企業の自主的な努力に加え、市民、団体など多様な担い手が相互に連携協働し、中小企業の活性化を推進し、地域産業及び地域社会の成長、発展の推進を図ろうとしています。

条例制定までの経過としては、平成26年度に中小企業団体の関係者や学識経験者等で組織する中小企業振興条例検討委員会を設置し、中小企業の現状や施策の状況、アンケート結果、先進自治体の講演などから検討が進められ、委員会において条例案が提示され、27年4月施行となりました。

条例制定後は単なる理念条例に終わらせないため、市広報紙や市ホームページ、主要施設への資料配布等により広く周知活動を実施しています。また、平成28年度、29年度と企業への訪問調査を実施し、後継者問題、商品調達に至る個別の意見など実態調査をしています。

今後の取組としては、企業等訪問調査の意見を参考に「中小企業振興アクションプラン」を策定し、施策を総合的に推進していく予定であり、平成28年5月には市に創業支援窓口を開設し、「創業支援事業計画」の国の認定も

受けており、創業を地域全体で支援しています。これらの取組を継続し、中小・零細企業にわたる全ての声を聞きながら、今後も支援を続けていくとのことでした。

以上が視察の概要ですが、今後、本市において参考となる事項については、御検討いただきますよう要望し、報告いたします。

なお、詳しい資料は、議長への視察報告書に添付されていますので、必要な方は御覧いただきたいと思います。

平成29年11月29日

建設経済常任委員会
委員長 諏訪善一良

北本市議会議長 黒澤健一様